

○東京都北区船着場条例施行規則

平成一二年三月二八日規則第一三号

改正

平成一八年三月三〇日規則第三五号

東京都北区船着場条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都北区船着場条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第二条 東京都北区船着場（以下「船着場」という。）を使用しようとする者は、条例第五条の規定に基づき、施設使用申請書（別記第一号様式）を区長に提出しなければならない。

（使用の承認）

第三条 区長は、船着場の使用を承認したときは、申請者に対して施設使用承認書（別記第二号様式）を交付する。

（使用料の納付）

第四条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号の方法により使用料を納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、区長の指示する日までに納付するものとする。

一 条例第四条第一号に規定する用途に使用する場合は、使用した日の属する月の使用料を、翌月の区長の指定する日までに納付しなければならない。

二 条例第四条第四号に規定する用途に使用する場合は、使用承認後直ちに使用料を納付しなければならない。

（使用条件の変更等）

第五条 使用者は、使用条件の変更又は使用の取消しをしようとする場合は、あらかじめ施設使用変更・取消申請書（別記第三号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、使用条件の変更又は使用の取消しを承認したときは、申請者に対して施設使用変更・取消承認書（別記第四号様式）を交付する。

（使用料の減免）

第六条 条例第八条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 条例第四条第二号に規定する用途に使用する場合 免除

二 前号に掲げる場合のほか、区と共催で使用する場合は又は区長が特に公益性が高いと認める場合 免除又は五割減額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記第五号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、防災活動その他緊急時の使用については、この限りでない。

（使用料の還付）

第七条 条例第九条ただし書に規定する特別の理由により使用料を還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

一 条例第十条第三号の規定により、使用の承認を取り消したときは、使用できなかった日の使用料の全額

二 使用者の責任によらない理由によって使用できないときは、使用できなかった日の使用料の全額

三 前二号に定めるもののほか、やむを得ない理由により、使用が制限され、又は停止されたときは、施設使用料の全額又はその一部

2 既納の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書（別記第六号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用制限等の通知）

第八条 区長は、条例第十条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止したときは、使用者に対して施設使用制限等通知書（別記第七号様式）によりその旨を通知する。

（損害賠償の手続）

第九条 使用者は、施設をき損し、又は滅失したときは、直ちに施設き損・滅失届出（別記第八号様式）により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出が提出されたときは、調査のうえ、賠償額を決定する。

3 使用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して賠償額を支払わなければならない。

（係員の指示）

第十条 船着場の使用者及び船舶乗降者は、その使用又は乗降について係員の指示を守らなければならない。

（委任）

第十一条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 使用の申請その他船着場の使用のため必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則（平成一八年三月三〇日規則第三五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区船着場条例施行規則の規定により既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

平成 年 月 日

氏名

連絡先 TEL () 担当

使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日（ 日／年）					
使用時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分（係留 分／回）					
船着場名						
船舶の名称等	名 称			所有者名		
	全 長		全 幅		総トン数	
使用の目的等 （予定人員）	（ 人）					
添付図書	年間計画表・時刻表・その他（ ）					

※年間計画表と利用日の時刻表は、年間を通じて使用する場合に添付すること。

北 区 船 着 場 使 用 承 認 書

下記のとおり船着場の使用を承認いたします。

平成 年 月 日

東京都北区長 印

記

住 所	
氏 名	
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (日／年)
使用時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分 (係留 分／回)
船着場名	
船舶の名称等	(トン)
使用の目的等	
使 用 料	¥ 円
使用条件	1. この承認書は、譲渡、転貸することはできません。 2. 使用目的、使用条件又は「北区船着場条例」等の規定が守られないときは、使用承認を取り消すことがあります。 3. 船着場の使用に際しては、区係員の指示に従うとともに、危険防止に万全を期して下さい。 4. 河川敷内に車を乗り入れる際は、別途、河川管理者と協議して下さい。 5. その他 ()

(使用の際はこの承認書を係員に提示して下さい)

北区船着場使用変更・取消申請書

北建河第 号で許可のあった船着場の使用を下記のとおり変更・取消したいので申請します。

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住所
[法人の場合
は団体名及
び代表者名] 氏名
連絡先 TEL () 担当

記

使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (日/年)					
使用時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分 (係留 分/回)					
船着場名	新			旧		
船舶の名称等 (変 更 後)	名 称			所有者名		
	全 長		全 幅		総トン数	
変更又は取消 の理由 (予定人員)	(人)					
添付図書	新規年間計画表・新規時刻表・その他 ()					

※変更又は取消を○印で表示し、必要に応じて新規年間計画表等を提出すること。

北区船着場使用変更・取消承認書

下記のとおり船着場の使用変更・取消を承認いたします。

平成 年 月 日

東京都北区長 印

記

住 所	
氏 名	
使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日 (日／年)
使用時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分 (係留 分／回)
船着場名	
船舶の名称等	(トン)
変更又は取消 の理由	
使用条件	1. この承認書は、譲渡、転貸することはできません。 2. 使用目的、使用条件又は「北区船着場条例」等の規定が守られないときは、使用承認を取り消すことがあります。 3. 船着場の使用に際しては、区係員の指示に従うとともに、危険防止に万全を期して下さい。 4. 河川敷内に車を乗り入れる際は、別途、河川管理者と協議して下さい。 5. その他 ()

(使用の際はこの承認書を係員に提示して下さい)

北区船着場使用料減免申請書

平成 年 月 日付の北区船着場使用申請による船着場使用料を北区船着場条例施行規則第6条の規定により、減免願います。

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

記

申請者	住所	
	氏名	
減免の理由		
該当項目	1. 北区船着場条例施行規則第6条第1号 2. 北区船着場条例施行規則第6条第2号	
減免の別	免除 ・ 5割減額	

北区船着場使用料還付申請書

平成 年 月 日付 北建河第 号により使用承認のあった船着場の使用料を東京都北区船着場条例施行規則第7条の規定により、還付願います。

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

記

申 請 者	住 所	
	氏 名	
使用できなかった日	平成 年 月 日から平成 年 月 日	
使用できなかった時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分	
船着場名		
還付の理由		
該当項目	1. 北区船着場条例施行規則第7条第1号 2. 北区船着場条例施行規則第7条第2号 3. 北区船着場条例施行規則第7条第3号	
還付額の割合	全 額 ・ 一 部	
還 付 額	¥	円

※船着場使用承認書等を添付すること。

北建河第 号

北区船着場使用制限等通知書

平成 年 月 日付 北建河第 号により承認したことについて、下記のとおり（取消・制限・停止）を通知します。

平成 年 月 日

東京都北区長 印

記

住 所	
氏 名	
制限等の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日
制限等の時間	午前・後 時 分から午前・後 時 分
船着場名	
船舶の名称等	(トン)
理 由	東京都北区船着場条例第10条第 号
内 容	-----
備 考	

北 区 船 着 場 き 損 ・ 滅 失 届 出

北区船着場をき損・滅失したので下記のとおり届けます。

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

申請者 住 所

〔法人の場合
は団体名及
び代表者名〕

氏 名

連絡先 TEL () 担当

記

船着場名		承認番号	北建河第 号
船舶の名称等			
き損又は滅失 の 日 時 と 内 容 ・ 状 況	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃		
	内容・状況		
原 因			
備 考			